



厚生労働省発基安0614第1号

労働政策審議会

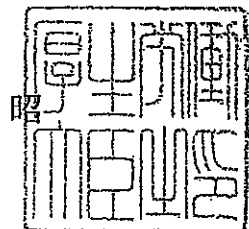
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成22年6月14日

厚生労働大臣

長妻



じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 じん肺法施行規則の一部改正

じん肺健康診断結果証明書の様式中、肺機能検査の欄に一秒量予測値及び％一秒量を、胸部に関する臨床検査の欄に喫煙歴を記入する欄を設けるなど所要の改正を行うものとする。

第二 労働安全衛生規則の一部改正

一 粉じん作業に係る業務に係る健康管理手帳の様式中、四頁及び五頁以降の頁（最後の頁を除く。）の肺機能検査の欄に％一秒量及び酸素分圧を記入する欄を設けるなど所要の改正を行うものとする。

二 粉じん作業に係る業務に係る健康管理手帳による健康診断実施報告書の様式中、肺機能検査の欄に一秒量予測値及び％一秒量を、胸部に関する臨床検査の欄に喫煙歴を記入する欄を設けるなど所要の改正を行うものとする。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十二年七月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。